

# 議会だより



口村 光房 議員

## 質問 世界ジオパーク再認定について

世界ジオパークに認定されてから2年が経過し、再認定の時期が近づいてきた。

再認定の要件として一番大切なのは、地元の人々の熱意と行動であると再認定を受けた山陰海岸ジオパークを視察した時に聞いている。

- ① 隠岐島全体の取り組みと、本町の取り組みについて。
- ② 自動車や自転車で観光される国内外の人々のための看板の検討について。（検討を要するものがある）
- ③ ユネスコのプログラムに組み入れられたことの影響について。

## 回答 教育長

① 現在、ジオパーク推進協議会では全体構想を策定中であり、その中で各町村の玄関口であるフェリーターミナル施設などを拠点として、情報発信機能を整備すること

や、認定ガイド制度等が盛り込まれる予定となっている。また、本町の取り組みとして、別府港フェリーターミナルを拠点とした情報発信機能の整備、看板類の整備、外国人来訪者の増加に伴う英会話教室の開催、ふるさと教育での活用による啓発活動等、ハード・ソフト両面から取り組むこととしている。

② 看板類については、基本的に自動車用と歩行者用に区分して考える必要があると思う。

自動車用については、国道・県道で案内標識が設置され、デザインや大きさ等、一定の規格に基づいて、ローマ字表記もされており、ほぼ整備されているものと考えている。

一方、歩行者や自転車用の看板類については、ローマ字表記の有無や字体が小さいとの指摘であるが、立ち止まって見るものとして整備しており、比較的小さいデザインで設置がされているものと思う。

今後、整備をするにあたっては、こうしたことも考慮しながら、わかりやすい看板類の設置に努める。また、明らかに間違っているようなものがあれば調査のうえ、撤去または改修をしていきたいと考えている。

なお、外国人観光客が増加の傾向にあり、観光客のための対策として将来的にスマートフォン等の携帯端末機を活用した外国語

対応の案内方法も検討したいと考えている。③ 11月にフランスで開催されたユネスコ総会で、世界ジオパークはユネスコの正式事業として承認されたが、現時点では、正式事業化が決定されたということ以外、詳細については不明である。

詳細については今後、情報が入ると思うが、国際連合システムの中の位置付けということになり、世界ジオパークの国際的な信頼度が更に高まることや、隠岐島の知名度がこれまで以上に高まるものと期待をしている。



小島 正春 議員

## 質問1 小中学校新校舎竣工記念行事について

現在建設中の小中一体校が平成28年9月開校予定であるが、46年ぶりの新校舎であり、しかも初めての小中一体校でもある。この節目の年に式典だけではなく町民が集える様な盛大な竣工記念行事を開催してはどうか。

## 回答 町長

学校建設事業は、町にとって規模・事業費ともに過去に例の無い大事業であり、現在、竣工式や記念イベントについても検討しているところである。

過去の記念イベントを振り返ると、町制

施行20周年記念では、町民運動会、30周年記念では「NHKのご自慢大会」、40周年は財政状況が厳しく式典だけであったと思う。また、50周年では「NHK真打ち競演」などを開催している。

こうしたイベントの開催にあたっては、各地区や関係者の方々の協力が不可欠であり、区長会をはじめ、学校や子どもたちの意見を伺い、町民の皆さんの幅広い年代の方が集い、楽しんでいただけるような計画を記念行事として行ないたいと考えている。

## 質問2 教育振興対策について

先の全国学力テストの結果を受けて、教育委員会では本町の児童・生徒の学力をどのように認識し、今後どのような対策を講ずるのか。

## 回答 教育長

全県的な結果は、全国平均と比較して厳しい状況にあり、本町でも様々な課題があることを把握している。今回の学力テストの調査結果を受けて、今年度、教育委員会と小中学校の教員で組織する学力推進会議を立ち上げ、課題の改善に向けて取り組んでいる。

具体的な方針としては、興味・関心を抱かせる授業のあり方研修を行ない、教員の授業力の充実・改善を目指すこと、テストに慣れるための過去問題の実施や学力テストの調査結果が出る前に学校自らが採点を行ない、より早い段階で課題を把握し、指導・改善に活用すること、社会教育で実施

している保護者対象の親学プログラムの中で、家庭での生活改善や親子のコミュニケーションのあり方の改善を目指すことなどである。

単年度の成績に一喜一憂することなく、教育委員会、学校、家庭が連携して取り組むことにより、子どもたちの家庭での生活改善、学力向上を目指しているところである。



中上 哲一 員  
中議

質問 空き家対策について

①国は、本年5月に「空き家対策の推進に関する特別措置法」を施行し、自治体の権限が明確となった。本町でも空き家が増えつつあり町民や出郷者にとって大きな問題となっているが、空き家について基本的な対策をどう考えているか。

②本町の空き家の実態について把握しているら説明してほしい。

③空き家（住宅）は、撤去すれば多額な費用に加え、更地にすると固定資産税の軽減措置がなくなり4倍以上になる。不要な住宅の放置につながるので対策をとる考えはないか。

回答 町長

①現在、空き家調査を進めており、所有者

に売買・賃貸・譲渡などの意向を確認、その後データベース化を行ない空き家の有効活用、併せて特定空き家等の判定を行ない、修繕・解体等の指導を行なって行く。

また、本町では、これまでに38戸の空き家改修を行ない、定住施策に有効活用を図ってきた。

②空き家件数については、3年前に調査を行なっており、278件となっている。現在は、この情報を基に、集落支援員が空き家の所有者調査等を行なっている。

③住宅が建っている土地の固定資産税優遇措置等もあることから、危険な空き家でも放置されている状態が全国的にも増加傾向にある。こうした状況を解消する為、空家対策特別措置法が今回施行された。

現段階では法律が施行されたばかりであること、また本来、所有者が行なうべき責務等を考えると、税の優遇や解体費用等の助成等、多額の税金を投入することになることから、慎重に対応すべき事項であると思っている。

また、この解体撤去の費用については、一市町村で対応するには限界があり、安全性確保や住環境の改善等の観点から、必要な財政上の措置を講じるよう島根県町村会で現在、国に要望を行なっているところである。

当面は特定空き家等を正確に把握して所有者に指導・助言を行なうことから始めて行きたいと考えている。



満員 崎  
尾 員  
尾 議

質問 マイナンバー制度の対応について

①番号法の成立に伴い、平成28年1月から年金、医療など社会保障や税務分野における個人番号の利用が開始される。この制度の対応について本町の準備状況について伺う。

②国民に番号を割り当てる個人通知もすでに始まったが、暮らしにどのような影響があるのか、また、この制度の認知度もまだ低いと考えるが今後、町民への啓発活動の方策は。

③個人情報漏えいとプライバシー侵害が懸念されるが本町のセキュリティ対策はどうか。

回答 町長

①現在、制度の導入に向け、既に条例の改正や各種業務のシステム改修、機材の整備等を進めており、また、制度の理解を図るため、職員の研修にも力を入れているところである。

これまでの準備作業の中で最も重要なものは個人番号の通知に係るものであったが、本町では11月15日より配達が始まり、既にほとんどの方に届いているものと思っっている。当面は平成28年1月から始まる個人番号カードの交付に力を注いで行く。

②暮らしへの影響と広報・啓発活動について

では、社会保障と税分野での利用が規定されており、身近なところでは、年末調整・確定申告から個人番号の収集が始まる等、税務分野における活用が先行している。

また、年金関係については、基礎年金番号漏洩の件により、当面は個人番号を利用しないこととなっており、日常の暮らしに大きな影響を与えるものではないように感じている。

既に住民に向けてタブレットや広報誌を活用し、個人番号の通知に関してのお知らせ、特殊詐欺防止の呼び掛け等を行っており、「よくわかるマイナンバー制度」といった黄色い冊子も全戸配布するなどの周知に努めており、今後も遺漏の無いようにタイミングを見計らって広報活動に取り組んで行く。

③全体のシステムに関しては国の制度設計の中で十分に配慮された形になっていると伺っている。

本町でも番号制度の導入に伴い、特定個人情報等を扱う基幹システムとインターネットを分離する措置が制度導入前に突然求められたため、現在は対応可能な範囲で、セキュリティを優先した状況を確認しているが、インターネットがスムーズに使えない状況等、業務の効率化に支障が出ているため、新たなネットワークを追加構築するための所要の予算を本会議に計上し、早期に対応したいと考えている。